

令和5年度中小企業ロボット産業参入促進事業（ロボット開発プロジェクト）業務委託に係る  
公募型プロポーザル募集要項

令和5年4月11日

発注者 神奈川県知事  
黒岩 祐治

1 委託事業の名称

令和5年度中小企業ロボット産業参入促進事業（ロボット開発プロジェクト）業務委託

2 委託業務の内容

(1) 事業の目的

さがみロボット産業特区では、多様な分野を対象に生活支援ロボットの実用化及び普及を推進している。

近年、県内の工業生産額は減少傾向であり、県内中小企業はグローバル化の進展やEVシフト、脱炭素への対応など、様々な社会環境の変化に対応する必要がある。

また、ロボット産業は成長分野であるものの、参入へのハードルが高い分野である。

そこで、ロボットの部品等を供給できる県内中小企業と、有望なロボット開発企業とのマッチングを図ることで、県内中小企業のロボット産業への参入を促進する。

当事業の一環として、全国から有望な企画を募集し、県内中小企業へ部品調達や加工等を発注することを義務付けたロボット開発プロジェクトの実施を委託する。

「さがみロボット産業特区」の取組についての詳細は、下記の県ホームページをご覧ください。

⇒ さがみロボット産業特区ホームページ  
<https://sagamirobot.pref.kanagawa.jp/>

(2) プロジェクト募集分野

次の分野のいずれかに該当すること。

- ア 介護・医療・福祉分野
- イ 高齢者等の生活支援分野
- ウ 災害対応分野
- エ 農林水産分野（鳥獣対策含む）
- オ インフラ・建設分野
- カ 交通・流通分野
- キ 観光分野
- ク 犯罪・テロ対策
- ケ その他

(3) プロジェクト内容について

以下の①～⑥の全てを満たすプロジェクトとしてください。

① 県内中小企業の実力（設計・製造・部品調達等）を積極的に活用して、上記分野への実装を目指した斬新なロボットプロジェクトであること。

② 原則として3年以内（令和7年度末まで）に商品化が見込まれるプロジェクトであること。なお、商品化とは、サンプルの販売・レンタル等も含めて、ロボットやロボットを活

用したサービス等を商品として取引することである。

ただし、「令和3年度最先端ロボットプロジェクト推進事業」及び「令和3年度最先端ロボットプロジェクト推進事業（ハンズオン型）」採択プロジェクトは概ね1年以内（令和5年度末まで）、「令和4年度新型コロナウイルス感染症対策ロボット開発支援事業」及び「令和4年度ロボット開発プロジェクト総合支援事業」採択プロジェクトは概ね2年以内（令和6年度末までに商品化が見込まれるプロジェクトであること。

- ③ プロジェクトによる実証実験を行う場合は、原則としてさがみロボット産業特区の区域内（相模原市、平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、寒川町、愛川町）で実施すること。
- ④ 実証実験を行う際は、感染症拡大防止の観点から、必要な対策を講じること。
- ⑤ 本事業以外に、同一団体が同一内容で、本県から開発委託や開発補助等を受けているプロジェクトでないこと。
- ⑥ ロボットの商品化後は、県の社会実装事業に協力する等、県内で社会実装を行うこと。

### 3 採択件数及び採択上限額

#### (1) 採択上限額

1件あたり 15,000,000 円（税込み）（申請額での採択を保証するものではありません。）

#### (2) 採択件数

5件程度（予算総額 75,000,000 円の範囲内で採択します。）

### 4 参加資格

本プロポーザルの参加資格は、参加意思表示の提出期限（提出期限の末日）から契約締結までの全期間に渡って、次の各号に掲げる要件を全て満たす者としてします。

- (1) 2法人以上で応募する場合は、プロジェクトメンバー（応募法人）の中から幹事法人を決め、幹事法人を代表者として、本募集に係る申請その他の必要な手続きを行うこと。
- (2) プロジェクトメンバーの全てが日本国内に住所を有し、国内法により設立された法人であること。
- (3) プロジェクトメンバーの全てが神奈川県の名指停止期間中でないこと。
- (4) プロジェクトメンバーの全てが地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 令和5年度中小企業ロボット産業参入促進事業（ロボット開発プロジェクト）業務委託に係る公募型プロポーザル募集要項及び仕様書に示す業務内容を、公正かつ的確に遂行し得る者であること。

### 5 スケジュール

- |               |                          |
|---------------|--------------------------|
| (1) 参加意思表示の受付 | 令和5年4月25日（火）17時15分まで（必着） |
| (2) 質問書の受付    | 令和5年4月25日（火）17時15分まで（必着） |
| (3) 質問に対する回答  | 令和5年4月28日（金）（予定）         |
| (4) 企画提案書の受付  | 令和5年5月9日（火）17時15分まで（必着）  |
| (5) 審査会       | 令和5年5月中旬～下旬（予定）          |
| (6) 選定結果の通知   | 令和5年6月上旬（予定）             |

### 6 参加手続

- (1) 企画提案書等の様式の入手

参加に必要な様式は、かながわ電子入札共同システムのホームページからダウンロードするか、産業労働局産業部産業振興課で受け取ってください。

(2) 参加意思表示の受付

応募件数を把握するため、参加を希望する方は、参加意思の表明をお願いします。なお、参加意思を表明しなくても、企画提案書は提出することができます。

ア 提出期限 令和5年4月25日(火)17時15分まで(必着)

イ 提出方法 E-mail(メール本文に、法人名、住所、担当者(氏名、連絡先)を記入してください)

※件名に【参加意思表示：令和5年度中小企業ロボット産業参入促進事業(ロボット開発プロジェクト)】と明記してください。

ウ 提出先 産業労働局産業部産業振興課 さがみロボット産業特区グループ

E-mail アドレス [kousin.renraku@pref.kanagawa.lg.jp](mailto:kousin.renraku@pref.kanagawa.lg.jp)

(3) 質問の受付及び回答

企画提案書の作成等に関する質問がある場合には、質問書を提出してください。

質問に対する回答は、下記ホームページに公開します。

ア 提出書類 質問書(任意様式)

イ 提出期限 令和5年4月25日(火)17時15分まで(必着)

ウ 提出方法 E-mail

※件名に【質問書：令和5年度中小企業ロボット産業参入促進事業(ロボット開発プロジェクト)】と明記してください。

エ 提出先 産業労働局産業部産業振興課 さがみロボット産業特区グループ

E-mail アドレス [kousin.renraku@pref.kanagawa.lg.jp](mailto:kousin.renraku@pref.kanagawa.lg.jp)

オ 回答日・回答方法

令和5年4月28日(金)(予定)に下記ホームページに公開します。

神奈川県産業振興課 令和5年度中小企業ロボット産業参入促進事業ホームページ

[https://www.pref.kanagawa.jp/docs/sr4/tyusyokigyobot\\_sannyushien.html](https://www.pref.kanagawa.jp/docs/sr4/tyusyokigyobot_sannyushien.html)

(4) 企画提案書等の提出

別添企画提案書作成要領に基づき、企画提案書を作成のうえ、次の書類と併せて提出してください。

ア 提出書類

① 企画提案書(様式1、様式1-2、様式2、様式3)

② 見積書(内訳明細を含む。任意様式)

i 宛名及び発行(提出)日を必ず記載してください。

ii 宛名は、「神奈川県知事」としてください。

iii 選定にあたっては、記載された見積額に当該見積額の10%に相当する金額を加算した金額によるので、提案書を提出する方は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を記載してください。なお、記載された見積額に当該見積額の10%に相当する金額を加算した金額に円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた後に得られる金額により提案があったものとします。

iv 法人名、住所、代表者(役職、氏名、押印不要)、本件責任者及び担当者(氏名、

連絡先)を記載してください

③ 直近2年分の決算書(写し)

※設立2年未満の場合は、経過年分の決算書及び直近月の合計残高試算表

④ 申請日から3か月以内に発行された法人登記事項証明書(写し)

※大学や公的研究機関は不要。

イ 提出部数

①～③: 5部(1部のみ正本とし、残りは複写で可とします。)

④: 1部

※③、④は全プロジェクトメンバーのものを提出してください。

ウ 提出期限 令和5年5月9日(火)17時15分まで(必着)

エ 提出方法 郵送又はE-mail(E-mailの場合でも、提出書類の郵送が必要です。)

オ 提出先 〒231-8588(住所の記載を省略できます。)横浜市中区日本大通1

産業労働局産業部産業振興課さがみロボット産業特区グループ

E-mailアドレス kousin.renraku@pref.kanagawa.lg.jp

※E-mailの場合は、提出書類一式を1ファイルにまとめたうえで、ファイルサイズを10MB以下にして送信してください。また、E-mailでの提出であっても、提出書類一式について、イに定める提出部数を令和5年5月9日(火)17時15分まで(必着)に郵送してください。

※応募書類の分割提出はできません。

## 7 選定の方法

### (1) 選定方法

ア (2)の評価基準に基づき、外部委員等で構成する審査会による審査を行い、審査員の合計得点の平均点(少数第2位以下を四捨五入)が高い5件程度を採択します。ただし、最高点の提案が6つ以上ある場合や、同点の場合は、審査委員が協議のうえ決定します。

イ 審査委員の合計得点の平均点が60点未満のプロジェクトについては、順位のいかんに関わらず自動的に不採択とします。

ウ 審査は企画提案書及び提案者によるプレゼンテーションにて行います。

エ 審査会開催日は、令和5年5月中旬～下旬を予定しておりますが、決定次第、様式1に記載の連絡先に連絡します。なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、審査会をオンラインで開催する可能性があります。

オ プレゼンテーションにおける各社持ち時間は、「提案内容の説明15分、質疑応答15分(計30分)」を予定しています。

カ 説明方法については特に定めはありませんが、企画提案書の内容に沿って説明していただき、その後、審査委員からの質疑を行います。なお、企画提案書以外の資料を配付することは不可とします。

キ 応募者多数の場合は、予備審査を実施(提出書類により審査基準に基づく採点を実施)し、予備審査の通過者のみを本審査の対象とします。

(2) 評価基準

項目	審査の視点	配点
①県内中小企業への発注	○県内中小企業への発注の具体的な見通しが立っているか。 ○県内中小企業に発注する金額の見積額がどの程度か。 ※応募企業が県内中小企業の場合は自社での開発費等も含む。	20点
②開発計画の妥当性	○商品化に向けた具体的な開発計画が策定されており、現実的な内容・スケジュール・体制となっているか。 ○開発計画にロボットを実際に活用する現場での実証実験やユーザーテスト等を取り入れているか。 ○実証実験やユーザーテスト等の実施にあたり、安全性の確保に十分な配慮がなされるか。	20点
③事業化の見込み	○事業化に向け、市場・マーケットの分析や販売価格の設定、販売体制の構築、知財戦略などの諸検討がなされており、相当程度に事業化の見込みがあるか。	20点
④発展性、先進性 (特許・技術等の優位性)	○県内に留まらず、全国や世界をマーケットにできる発展性が見込まれるプロジェクトであるか。 ○商品化を目指すロボットの開発に関し、優位性のある特許やノウハウ・技術をプロジェクトメンバーが保有しているか。	20点
⑤ユーザーのニーズに沿った開発	○ロボットの活用が見込まれる現場でのユーザーの意見や具体的な課題を把握しており、その解決策として適切なロボットの実用化を目標とするものか。 ○ユーザーの意見を取り入れやすいプロジェクト内容になっているか。	15点
⑥見積額について	○適切な積算に基づく妥当な見積もりか。	5点
計		100点

(3) 参加が無効となる場合

企画提案書等提出書類が次の項目に該当する場合には、参加を無効とする場合があります。

- ア 提出期限、提出先及び提出方法が適合しないもの。
- イ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- ウ 虚偽の内容が記載されているもの。

(4) 選定結果の通知

令和5年6月上旬（予定）に通知します。

8 業務委託の契約手続

次のとおり、業務委託の契約手続を行います。

- (1) 選定された提案者は、発注者と別途協議を行い、協議が整った場合には、契約締結となります。
- (2) 契約の際に提案内容を一部変更することがあります。

(3) 選定された提案者との協議が整わない場合は、提案次点者と、同様の契約手続を行います。

## 9 支援内容や契約形態等

(1) 幹事法人の定めを含むプロジェクトメンバーの役割分担に関する協定等を提出のうえ、発注者と幹事法人の間で、令和6年3月22日（金）を終期とするプロジェクトの成果を定めた単年度委託契約を締結します。

(2) 契約額は15,000,000円を上限として発注者が決定した額とします。

(3) 採択されたプロジェクトは、次の支援を受けられます。

ア 開発支援（事業実施に必要な材料費、設計・製造・改良費等の支援）

イ 特区内の実証実験実施場所の探索・調整

ウ モニター公募

エ 公開実証実験やイベントなどを通じたPR支援

オ 優れた技術を持つ地元企業の紹介

カ 総合特区制度・国家戦略特区制度の枠組みに基づく規制緩和の提案等

## 10 委託事業費の対象となる経費の取扱い

(1) 委託事業の対象となる経費（以下「委託事業費」という。）は、プロジェクトの推進に必要な経費のうち、〈別紙〉のとおりとします。

(2) 委託事業費は、委託事業終了後、発注者が指定する職員による検査を経た後に、委託契約額を上限に、幹事法人に支払います。幹事法人はプロジェクトメンバーに委託事業費を適切に分配してください。

(3) プロジェクトの進捗状況に応じて、委託契約の変更や、委託事業費を減額することがあります。

(4) 採択プロジェクトの内容や、あらかじめ届け出た委託事業費の用途を変更する（ただし、対象経費項目の20%以内の軽微な変更を除く）ときは、あらかじめ発注者に報告し、承認を受ける必要があります。

(5) 次のいずれかに該当する場合は、委託契約の全部もしくは一部を解除します。

ア 委託契約に基づく発注者の指示に違反した場合

イ 天災その他不可抗力の原因によらないで、完了期限までに委託事業を完了しないとき又は完了期限までに委託事業を完了する見込みがないと発注者が認めたとき

ウ 許可、免許、登録、又は各種の資格が必要な委託事業については、その許可等が取消し、又は抹消されたとき

エ 受注者が正当な事由なく解約を申し出たとき。

オ 本契約の履行に関し、受注者並びにその使用人等に不正の行為があったとき

カ 前各号に定めるもののほか、受注者が委託契約の規定に違反したとき

## 11 委託成果の取扱い

(1) 本委託業務の実施により製作したロボット等の所有権は、プロジェクトメンバーに帰属します。

(2) 本委託業務の実施により発生した、特許権や実用新案権、意匠権、商標権またはこれらの権利を受ける権利（以下、「知的財産権等」）は、プロジェクトメンバーに帰属します。ただし、次のいずれかに該当する場合は、発注者に当該知的財産権等を無償で譲り渡していただきます。

ア 委託契約終了後、プロジェクトメンバーが当該知的財産権等を相当期間において活用せず、かつ発注者が当該知的財産権等の活用を促進するために特に必要があると認める場合に、第三者に無償で当該知的財産権等を使用させることを許諾しない場合

イ 発注者が、災害への緊急対応等、公共の福祉のために第三者にも使用させる必要が特にあ

ると認め、その理由を明示して求めるときに、無償で発注者が当該知的財産権等を使用すること、又は第三者に使用させることを許諾しない場合

## 12 成果の報告及び公表等

- (1) 委託契約締結の前後に、申請者の名称、採択プロジェクトの名称・概要を公表します。(採択プロジェクトの名称や概要を非公表とすることはできません。)
- (2) 委託期間中、発注者の求めに応じて、委託事業の進捗及び委託事業費の使用状況について中間報告を行っていただく場合があります。また、委託事業完了後、直ちに委託事業完了届に、収支決算書及び成果報告書を添付のうえ発注者に提出し、発注者の指定する職員の検査を受けていただきます。
- (3) 委託事業の成果について、発注者が実施する事業報告会等での発表や、発注者が作成する成果報告集等への掲載を求める場合があります。この際、発注者の委託事業費を使用して実施した開発内容については、原則公開していただきます。

## 13 留意事項

- (1) 参加に係る経費は参加者の負担とします。
- (2) 提出された書類は、原則として返却しないものとします。
- (3) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めません。ただし、提案書の記載事項に軽微な不備があった場合及び不足書類があった場合については、別途指示します。
- (4) 提出された書類は、選定以外の目的には、無断で使用しないものとします。
- (5) 選定後、参加者名等は公表しますが、審査結果については、採用者以外は特定されない方法で公表します。
- (6) 発注者が、企画提案書等の作成に当たって必要となる資料等を配付した場合には、その資料等は、発注者の了解なく公表又は使用することはできません。
- (7) 発注者との調整の中で企画提案内容の変更等があり得ます。それに伴う仕様の変更等については、必要に応じて発注者と協議のうえ、対応することとします。

## 14 問合せ先

〒231-8588 (住所の記載を省略できます。) 横浜市中区日本大通1  
神奈川県産業労働局 産業部 産業振興課 さがみロボット産業特区グループ  
担当 山岡、大津  
電話 (045) 210-5652 (直通)  
FAX (045) 210-8871  
E-mail kousin.renraku@pref.kanagawa.lg.jp

対象経費一覧表

- 県内中小企業を積極的に活用すること（申請者、共同実施者が県内中小企業である場合を含む）。ただし、「県内中小企業」以外に対する経費も、採択額の上限3分の1まで認める。

開発関係経費
<p>○材料費：原材料・副資材の購入費（試作品等の構成部品、開発・改良に直接使用し消費される原材料、消耗品の購入費）</p> <p>○労務費：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人件費（※1）（支援事業に従事した分に限り、支援事業に専属でない場合は、従事時間で按分等して算出した額とする。また、雇用契約書、給与明細・賃金台帳、勤務日報等により、委託事業に従事した部分の金額と勤務内容が確認できるものに限る。なお、法人代表者及び役員（監査役含む）本人または当該者と生計を一にする家族にかかる人件費は対象とされない。）</li> <li>・旅費、交通費（委託事業の推進を目的にするものに限る。）</li> </ul> <p>○設計・製造経費：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工具、器具、資料等の購入費（5万円未満（税込）のものに限る）</li> <li>・機械装置等のリース料（リース契約終了後に所有権が移転するものは購入費とみなし、5万円未満（税込）のものに限る）</li> <li>・外注加工費（委託事業に必要な装置などの設計、試料の製造、分析、検査等に必要な経費）</li> <li>・ソフトウェアの開発、改良費</li> <li>・運搬費（試作品等を運搬する経費）</li> </ul> <p>○その他</p>

調査・宣伝に要する費用
<p>○特許及び実用新案等の調査・取得に要する費用（弁理士等への謝金を含む）</p> <p>○ニーズ・市場・マーケットの調査に要する費用</p> <p>○広告宣伝費（展示会・見本市等への出展費用を含む）</p> <p>○その他</p>

実証実験に要する費用
<p>○人件費（※1）（支援事業に従事した分に限り、支援事業に専属でない場合は、従事時間で按分等して算出した額とする。また、雇用契約書、給与明細・賃金台帳、勤務日報等により、委託事業に従事した部分の金額と勤務内容が確認できるものに限る。なお、法人代表者及び役員（監査役含む）本人または当該者と生計を一にする家族にかかる人件費は対象とされない。）</p> <p>○旅費・交通費（委託事業の推進を目的にするものに限る。）</p> <p>○安全対策費（保険料・機器試験料等）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保険（※2）の加入に係る経費（原則として加入必須）</li> <li>・ロボットの技術的な安全試験に係る経費（専門機関等に外注する場合に限る。）</li> </ul> <p>○謝礼等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実証実験に協力したモニターへの謝礼（謝金、その他物品を含む。）</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・実証実験に協力した施設、施設職員への謝礼（謝金、その他物品を含む。）</li> <li>○会場使用料等</li> <li>実証実験の実施場所となる施設の使用に係る経費 （プロジェクトメンバー所有の施設は対象経費から除く）</li> <li>○機器賃借料</li> <li>実証実験の実施に必要な不可欠な機器やロボットのレンタル費用（プロジェクトメンバー以外の第三者（会社法上の親会社、子会社以外）から賃借する場合に限る）</li> <li>○保安員人件費</li> <li>実証実験の実施場所において人・車両の誘導を行う保安員の配置に係る経費 （外注する場合に限る。プロジェクトメンバーの従業員・学生等を保安員として雇用する費用は支援対象としない。）</li> <li>○ロボット運搬費</li> <li>実証実験の実施場所までロボットを運搬する車両のレンタル等に係る経費</li> <li>○申請・審査手数料</li> <li>道路使用許可申請、倫理審査（※3）など、実証実験の実施に必要な申請・審査に係る経費</li> <li>○環境整備・工事費</li> <li>実証実験の実施場所にロボットを設置する工事に係る経費</li> <li>実証実験実施に必要な環境整備経費（感染症拡大防止対策に係る費用を含む）</li> <li>○調査費</li> <li>実証実験に必要な各種調査費</li> <li>○その他</li> </ul>
--

間接経費
○一般管理費（委託事業費総額の10%を上限とする。）

※1：開発関係経費と実証実験に要する費用にかかる人件費は、合計金額が委託事業費総額の40%を上限とする。

※2：実証実験に起因する事故の損害賠償責任を補償する保険等

※3：人を対象とした実証実験等により人体等に負荷がかかる可能性についての審査等

**【注意事項】**

○ 県内中小企業で製造・開発等したこと（申請者、共同実施者が県内中小企業である場合を含む）が明確に証明できるようにすること。

○ 発注者との委託契約の締結に要する費用、実証実験使用機器の購入費用、振込手数料、大学受託研究収入等に係る未払消費税、宿泊費、会社運営全般にかかる費用（施設賃借料や総務事務）は経費対象外。

○ 対象経費は、原則として、事業採択日以降、令和6年3月22日までに支払いが完了したものに限り。

ただし、委託期間中に発生し、かつ、その経費の額が確定しているものであって、委託期間中に支払われていないことについて相当の事由が認められるもののうち、その支払期限が委託期間終了日の翌月末日までのものについては、例外的に対象経費として認める。

（相当の事由の具体例）

- ・ 人件費
- ・ 令和5年度中小企業ロボット産業参入促進事業（ロボット開発プロジェクト）業務委託契約書に定める委託業務実績報告書及び委託業務収支決算書の作成費用
- ・ 事業の進捗上緊急を要し、委託期間の終了直前に経費が発生したが、経理処理の都合上、委

託期間中の支払いが困難なもの

- 当募集要項における「中小企業」とは、神奈川県中小企業・小規模企業活性化推進条例第2条第1項に定める「中小企業者」のことであり、これは中小企業基本法第2条第1項に定める「中小企業者」と同じである。

※（抜粋）神奈川県中小企業・小規模企業活性化推進条例第2条第1項

第2条 この条例において「中小企業者」とは、次に掲げる事業者その他当該事業者におおむね準ずる者であって、県内に事務所又は事業所を有するものをいう。

- (1) 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第4号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- (2) 資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であって、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの
- (3) 資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であって、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの
- (4) 資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人であって、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの